

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

茨城県低所得の子育て世帯 生活応援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

低所得の子育て世帯の支援のため、
県独自の給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①又は②に該当する方

- ① 令和8年1月分の児童扶養手当受給者の方
 - ② 公的年金等を受給していることにより、令和8年1月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- (「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

- 常総市役所 0297-23-2111
- 本庁舎：こども課 内線1330・1331
- 石下庁舎：暮らしの窓口課 内線8025
- 業務時間：平日8：30～17：15

裏面へ

3. 給付金の支給手続き

■令和8年1月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

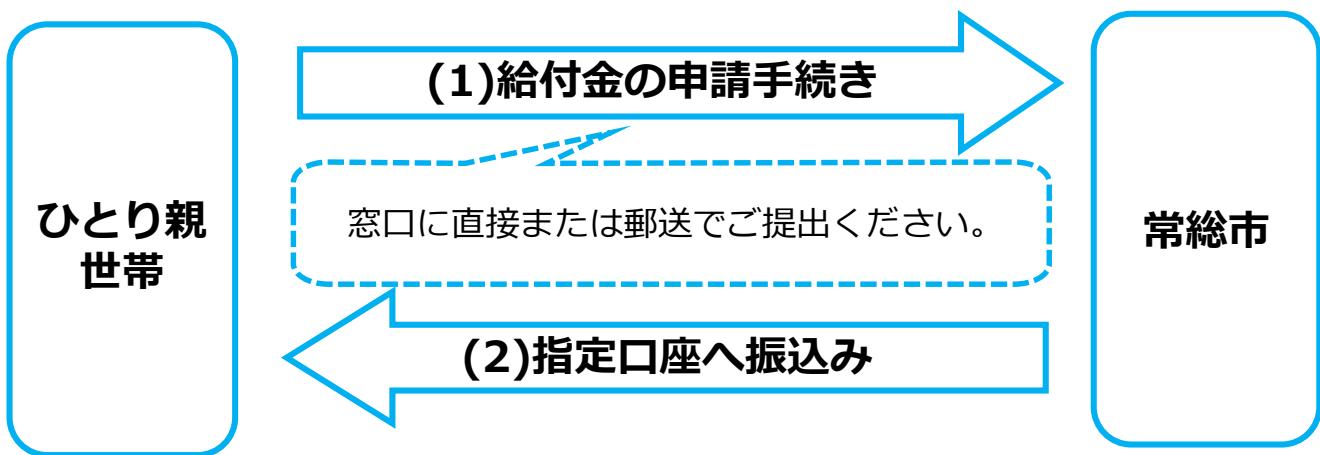
- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **3月以降に**、令和8年1月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の受給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■上記以外の方（表面1の②に該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。
申請期間は、令和8年月 日～令和8年月日です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに常総市こども課の窓口に直接ご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村などをかたった不審な電話や郵便があつた場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。